

入札説明書等に関する質問回答書

<入札説明書>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
1	3	第2	6	(3)	延べ床面積について、約5700㎡と記載されていますが、上限及び下限があればご提示ください。	上限 +2%、下限 -1%です。
2	4	第2	6	(4) 3)	維持管理業務にかかる水光熱費につきましては、SPCを経由せず、ガス会社等に直接支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
3	6	第3	1	(1)	解体業務の受託予定者は、入札説明書8頁(3)入札参加者及び協力会社の資格等要件 建設に当たる者の資格要件を満たしていれば可能と理解してよろしいですか。	解体撤去業者が、構成員及び協力会社で参加する場合は、建築一式工事1050点及び建設業法によるとび・土工の資格を有することとし、下請けで参加する場合は、建設業法によるとび・土工の資格を有していることとします。なお、構成員及び協力会社、あるいは下請けで参加するにかかわらず、とび・土工の資格を証明する書類の写しを、第一次審査(競争参加資格確認申請)時に提出して下さい。
4	6	第3	1	(2)	指名停止等を受けていない期間について、入札参加者及び協力会社の参加要件において、指名停止等を受けていない期間として「競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間」とありますが、落札者の決定が終了するまでとは「落札者の決定」までを意味するのでしょうか、それとも基本協定の締結又は事業契約締結までなのか、ご提示ください。	開札日以降、落札者の決定日までに、入札参加者、あるいは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者が提出した事業提案は審査の対象としないものとします。落札者について、落札者決定以降事業契約締結までに指名停止等に該当することとなった場合には失格とします。従いまして、指名停止等を受けていない期間は、事業契約締結までとします。
5	6 10 11 23	第3			入札説明資料において「協力会社」「構成員」とされた定義範囲に、融資金融機関が含まれないと解してよいでしょうか。また、この場合 競争参加資格確認申請(1次審査)について予定融資金融機関名等を具体的に記載する必要はない。入札時に融資金融機関を具体的に明記する必要がある。 入札提出後の取扱は「入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認められない(入札説明書11P)」ことから、融資金融機関の変更は原則としてできない。入札においては、「協力会社」「構成員」に融資金融機関が含まれないとすれば、複数のコンソーシアムの資金調達を含めた提案に、同一金融機関若しくは金融団が融資金融機関として、提案喚起のうえでも任意に関与することが可能。以上と解してよいでしょうか。	金融機関は、構成員及び協力会社に含まれる必要はありません。 第一次審査では、金融機関名を明記する必要はありません。入札時には可能な限り金融機関名をご記入下さい。金融機関の変更は、提案書の内容変更該当しますので、原則として認めません。ただし、金融機関の変更により事業への影響がない場合で、熊本大学がやむを得ない事情と認めた場合には、変更を認めます。ご質問のとおりです。
6	7~9	第3	1	(3)	設計・工事監理・建設の業務に当たる者の資格等要件に「鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造～」の業務実績が入っています。一方、施設設計要書1ページ5・建物基本計画では「建物は鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の～」とあります。なぜ、鉄骨造の業務実績が入札説明書の資格等要件から除外されるのでしょうか。	ご指摘のとおりと考えます。資格要件に「鉄骨造」も含めます。
7	8	第3	1	(3)	「総括技術者及び主任技術者を専任で配置すること」とありますが、「専任」とは具体的にどのような定義と考えればよろしいですか。	総括技術者を配置し、主任技術者を専任で配置することとします。専任とは、他事業を兼任しないことです。
8	8	第3	1	(3)	「下記に示す業務に従事し完了した経験」とは、設計業務の完了と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
9	8	第3	1	(3)	「同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない」とは、本プロジェクト業務であれば複数担当を兼務してもよいと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
10	8	第3	1	(3)	設計を担当する者の業務実績は、国土交通省のPUBDISに必ず担当者として登録されていないといけないでしょうか。なお、民間工事については、契約書の写が必要ですか。	前段については、PUBDISへの登録は不要です。後段については、契約書の写しは不要です。
11	8	第3	1	(3)	建設に当たる者の入札に係る資格等要件について、建設に当たる者の入札に係る資格等要件として、各工事区分ごとに規定された点数以上を充足する必要がありますが、これは建設に当たる全ての構成員もしくは協力会社が具備しなければならぬ要件でしょうか、それとも、各々の工事について1社が具備していればよいのでしょうか、ご提示ください。	すべての構成員及び協力会社は、担当する工事区分について、各々の工事区分の要件を具備して下さい。
12	10	第3	1	(3)	「請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。」とありますが具体的にどのような資格についてどのように証明すればよろしいでしょうか。	関連業務の免許等の写しを第一次審査(競争参加資格確認申請)時に提出して下さい。

<入札説明書>

頁 No. 大項目 中項目 小項目 細項目					質問事項	回答
13	9	第3	1 (3)	工	建築工事・電気工事・機械設備工事の基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できること。となっておりますが、同一人がそれぞれの資格を有する場合はその者を専任配置すれば良いと考えますがよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
14	10	第3	2		構成員等の変更等について、入札参加グループの構成員等の変更等に関して、ただし書きで「やむを得ない事情が生じた場合」は大学と協議とありますが、ここでいうやむを得ない事情とは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか、ご提示ください。	実施方針等に関する質問回答集（H14.11.12公表）のNo.52,53をご参照ください。
15	10	第3	3 (1)		入札説明書等の記載内容の承諾について、入札参加表明書（ほか「業務範囲一覧表」「業務要求水準書」「施設設計要求書」「事業者選定基準」「事業契約書(案)」「基本協定書(案)」「様式集」を含む）の記載内容を承諾したものとしますが、入札説明書等に関する質問・回答も含まれると考えられますが如何でしょうか、ご提示ください。	ご質問のとおりと考えます。入札説明書等に関する質問・回答も含まれます。
16	12	第3	3 (7) 3)		「板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する」とありますが、これは 寡占状態である業態では特に、国内外からの調達を視野に入れて提案をする、ということと読み取ればよろしいでしょうか。 板ガラスを含め数点の資機材については、既に大学側またはコンサル側に採用を申し入れている企業があるということも含んでいるのでしょうか。	については、ご質問のとおりです。 については、そのような含みはありません。
17	12	第3	3 (7) 3)		外国の板ガラス製造業者について、「外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申し出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定する。」とありますが、この趣旨はどういうものなのでしょうか。	平成7年1月25日付米国通商代表あて駐米日本大使書簡の附属書「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による板ガラスに関する措置」によるものです。
18	12	第3	4		入札説明書等に関する質問機会が1回しかありません。落札後、契約内容は軽微な事項以外変更できないことを助案すると、大学及び事業者に疑義が残る状況で入札をむかえることも想定されます。つきましては、参加申請から入札まで2ヶ月程度ありますので、再度質問の機会を設けて頂きたいと考えます。	再度、質問の機会を設ける予定はありません。
19	13	第3	5 (1)		「実施方針等に関する質問回答書」において、「電波障害調査に係わる資料は、入札説明書公表時に示す」とありましたが、同資料の入手方法をお知らせください。	参考資料を提示します。
20	13	第3	5 (1)		入札説明書関連資料 資料2 RI除去資料となる現況図について、座標データの入った敷地図（現状測量図、レベル図、真北図）を頂くことは可能でしょうか。	測量図については、提示します。
21	15	第3	5 (5) 1)		第一次審査（競争参加資格等の確認）において、入札参加グループで申請を行い、万一、そのうちの一家が参加資格が無いとされた場合は、その時点で入札参加グループ全社が参加資格が無いこととなり、二次審査へのステップへ進めないのでしょうか。それとも、参加資格が無い一社を、参加資格の有る別の企業と入れ換えて、申請しなおすことが出来るのでしょうか。	第一次審査時に入札説明書第1（3）の「ア・ア・ア及びアに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時に、入札説明書第1（3）の「ア・ア・ア及びアに掲げる事項を満たしていることを条件に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていれば、第二次審査に進むことができます。前述した事項以外の参加資格については、第一次審査時に満たしていない場合、入札参加グループは失格となります。
22	15	第3	5 (5) 1)		競争参加資格の資格確認日について、競争参加資格の資格確認日が記載されていませんが、いつでしょうか。ご提示ください。	競争参加資格確認申請書提出期限である平成15年4月28日を基準日とします。
23	18	第3	5 (6) 3)		入札書の提出に際し、内訳書の提示を求められていますが、落札後、SPCから各構成企業もしくは協力企業へ発注する際、発注金額の変更は認められるのでしょうか。	発注時に金額変更する余地はあります。内訳書は、参考図書として提示を求めたものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありませんが、本件施設の引渡前には内容を確定します。基本契約書（案）第18条4項ないし6項をご参照下さい。
24	18	第3	5 (6) 4)		「身分を証明できるもの」というのは、所属する会社も含めて証明できなければならないと思いますが、たとえば 運転免許証ないしは健康保険証と 名刺と考えればよろしいでしょうか。	所属会社発行の身分証明書または健康保険証とします。
25	23	第5	1		特定目的会社に対する出資及び出資比率について、入札参加企業又は入札参加グループの構成員による出資比率の合計が50%を超えること、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者の出資比率が出資者中最大にならないこと、以外の条件はありますか。	お示しいただいた以外の条件はございません。

<入札説明書>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答	
26	23	第5	1		SPCの所在地につきましては特に制限はありませんでしょうか。	SPCの所在地については、制限はありません。	
27	23	第5	1		SPCへの出資につきまして、構成員の出資比率が全体の50%を超えるものとありますが、構成員以外の出資者につきましても入札段階で明示する必要がありますでしょうか。	入札段階で構成員以外の出資者を示していただきます。様式2-1-1(1)及び様式2-2-1(1)にご記入ください。	
28	23	第5	2	(1)	事業の遂行について、(1)に記載の工事完成期限及び大学の所有権取得期限は必須要件として位置付けられているのでしょうか。また、その場合、事業契約書にはどのように反映しているのでしょうか。ご提示ください。	必須要件となります。基本契約書(案)第19条第1項及び第31条を修正します。	
29	23	第5	2	(2)	1)	債権の譲渡について、「選定事業者が大学に対して有する支払請求権(債権)は一体不可分とする。」とありますが、対価の項目ごとに分割した債権譲渡は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。ご提示ください。	ご質問のとおり、認められません。
30	23	第5	2	(2)	1) 2)	債権の譲渡及び債権への質権設定等について、「債権の譲渡」及び「債権への質権設定等」に関して、事前に大学の承諾を要するものとありますが、「書面」による承諾が必要でしょうか。ご提示ください。	基本契約書(案)第58条2項、第73条1項及び別紙10「出資者誓約書」の5にありますように、熊本大学の事前の書面による承諾が必要です。
31	24	第5	2	(3)	1)	不動産取得税の課税有無について、税務当局の見解が明らかになっている場合、ご教示ください。	不動産取得税は非課税扱いです。ただし、PFI事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、資料2に示す追加条項、追加条文が示されていることが必要です。なお、本件に関しては必要に応じて熊本県熊本県税事務所或いは総務省自治税務局都道府県税課にご確認下さい。
32	24	第5	2	(3)	2)	入札説明書「入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが...」入札説明書「大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない」入札説明書「当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提としているので、この点に留意して入札提案を行うこと」事業者選定基準(P4第3 2 (2) ア)「指定した基準金利を用いているか」。上記の文面から判断すると、(1)入札時は民間の基準金利を用いる、(2)実際、日本政策投資銀行からの調達を行えた場合は、これを採用するかどうかを含めて、大学側からSPCへの条件変更はない、ということでしょうか。	(1)及び(2)については、ご質問のとおりです。
33	24	第5	3	(1)	大学は、財政法第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、・・・供用開始から事業期間中に・・・支払う。 ・・・選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない。 とありますが、独立行政法人に移行後も国庫債務負担行為は継続されるのでしょうか。 他大学の回答では、国庫債務負担行為は消滅するとあります。 もし、消滅するとすれば、どのような措置をとられるのでしょうか。	独立行政法人化については、資料1を参照して下さい。	
34	24	第5	3	(1)	「本大の独立法人化は、本事業における大学から選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない。」について、大学が独立行政法人となる場合でも、国庫債務負担行為は取り消されることなく、大学と事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより大学から事業者へサービスの対価が支払われるものと理解してよいですか。	独立行政法人化については、資料1を参照して下さい。	
35	24	第5	3	(1)	「本学の独立行政法人化は本事業における大学からの選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない」とされておりませんが、具体的にはどのような対応となるかご教授ください。	独立行政法人化については、資料1を参照して下さい。	
36	25	第5	3	(1)	「本学の独立行政法人化は本事業における大学からの選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない」とのことですが、契約上の債務の履行について文部科学省が責任をもって確行して頂けるという理解でよろしいでしょうか。資金調達の観点から非常に重要なポイントであり、仮に国の責任でお支払い頂けない場合には資金調達に支障を来す恐れがあります。	独立行政法人化については、資料1を参照して下さい。	

<入札説明書>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
37	25	第5	3	(1)	大学の独立法人化について、「大学の独立法人化は、本事業における大学から事業者へのサービス購入料の支払について、大学から選定事業者への支払いについて何ら影響を及ぼすものではない」とありますが、国が設定した債務負担行為に基づくサービス購入料の支払いについて、大学がこれらを事業者に対して、大学が有する金銭債権他の権利をどのような保全措置を講じるのか具体的にご提示ください。	独立行政法人化については、資料1を参照して下さい。
38	25	第5	3	(1)	「なお、国立大学については現在、～検討されているが、本学の独立行政法人化は本事業における大学からの選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない。」とございますが、その根拠となるものの提示の予定はございますでしょうか。また、支払以外の項目について、変更が生じる部分がありましたらご提示ください。	独立行政法人化については、資料1を参照して下さい。
39	25	第5	3	(1)	「本学の独立行政法人化は、本事業における大学からの選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない。」とありますが、大学が法人化した後も、サービス購入料の支払いについて国が保証するという理解でよろしいでしょうか。	独立行政法人化については、資料1を参照して下さい。
40	25	第5	3	(3)	1) 施設整備費等相当に係る第1回目の対価の支払いについて、「大学は平成17年10月に支払う」とありますが、具体的には10月のいつの時点でお支払い頂けるのでしょうか。	現時点ではお答えできません。
41	25	第5	3	(3)	1) 施設整備費等相当について「年2回の割賦方式により26回に分けて均等に支払う」とありますが、引渡し予定日が平成17年6月30日であり第1回目の支払が同年10月であることから、第1回目の支払時の割賦金利は3か月分となります。その点も踏まえて、26回均等となるように計算するものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。第1回目の3ヶ月分の割賦金利を含め、計26回に分けて均等に支払います。
42	26	第5	3	(3)	2) 定期的モニタリングについて、具体的なモニタリングスケジュールをご教示ください。	モニタリングについては、事業契約締結後、スケジュールを含めモニタリング実施計画書を熊本大学が作成します。
43	26	第5	4	(2)	1) 土地の使用について、行政財産の使用許可を前提としているのでしょうか、それとも行政財産の無償貸付を前提としているのでしょうか。ご提示ください。	行政財産の使用許可を前提としています。
44	26	第5	5		選定事業者の事業契約上の地位について、「大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他の方法により処分してはならない」とありますが、本事業の融資組成上必要な金融機関による担保設定等のご承諾いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	金融機関への担保提供については、大学の事前の書面による承諾を得る必要があります。なお、かかる担保権等の設定により大学が不利にならない合理的な条件で承諾します。
45	27	第5	6	(2)	契約保証金について、「建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費含む）の100分の10以上」とありますが、「建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費含む）」は、基本契約書（案）36ページ別紙7下段の表「1）施設整備費等相当」の「ア本件工事費等」における「事前調査業務費及びその関連業務費～建中金利」の合計と理解してよろしいですか。	基本契約書（案）P36別紙7 1（2）1）「ア 本件工事費等」（～の合計）が対象になります。
46	28	第5	8	(2)	すべての既存建物の図面資料等が公開されているものでない事を鑑み、既存建物部分撤去により発生する残存建物への構造的、設備的、法令的不具合に対するリスクは、撤去工事瑕疵によるものを除き大学側のリスクと考えてよろしいですか。	ご質問のとおり、撤去工事瑕疵によるものを除き熊本大学が負担します。
47	28	第5	8	(2)	すべての既存建物の図面資料等が公開されているものでない事を鑑み、新築建物建設による既存建物の設備的、法令的不具合に対するリスクは、工事瑕疵によるものを除き大学側のリスクと考えてよろしいですか。	損害発生が想定できる合理的な場合及び工事瑕疵によるものを除き熊本大学が負担します。
48	28	第6	2	(1)	解体・撤去について、「選定事業者は、関連法に基づく書類の写しを大学に提出のうえ、現場で大学の確認を受ける。」とありますが、「関連法」について、具体的な法律名があれば、お示し下さい。また、R I施設の除洗について、特別な基準があれば、お示し下さい。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建設業法と放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（S32法律167号）等を遵守して下さい。
49	28	第6	2	(3)	建築確認は、建築基準法第6条の2による指定確認検査機関による確認としてもよろしいですか。	ご質問のとおりと考えます。

<入札説明書>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
50	28	第6	2	(3)	建築確認申請に当たって、建築基準法86条の一団地認定関連の申請は不要と考えてよろしいか。	不要です。
51	29	第6	2	(4)	工事施工途中の報告、説明等について、「大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場等での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されない」とありますが、事業者からの説明及び報告を受けて、大学から仕様、施工方法等についての何らかの指示があった場合は、当該指示に起因して生じた瑕疵の責任は大学側が負うと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、熊本大学が負担します。
52	30	第6	5	(2)	「大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する」のは（この文面の主語は）、「大学」でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
53	30	第6	5	(3)	直接協定の内容は具体的にはどのようなものでしょうか。	熊本大学が金融機関に求める事項です。
54	30	第6	5	(3)	大学が金融機関と直接協定を結ぶ場合、その旨は選定事業者に予め知らされ、さらにその内容も選定事業者にも周知されると考えてよろしいでしょうか。	熊本大学と金融機関との協議において、事業者への開示について決めることを考えています。
55	30	第6	5	(3)	大学が金融機関と直接協定を結ぶ場合、この協定を結ぶに当たって何らかのコストが発生した場合は大学側の負担となるということでしょうか。	熊本大学側に発生する費用は熊本大学が負担します。
56	30	第6	5	(4)	H16年を目処に開始が予定されている独立行政法人化に伴い、国が設定した長期債務負担行為は消滅するものと思われまます。独立行政法人化後の、大学から事業者への支払いを確実なものとするため、長期債務負担行為に変わる何らかの措置を予定されていますか。	独立行政法人化については、資料1を参照して下さい。
57	30	第6	6	(1)~(3)	支払手続きについて、「選定事業者は、事業契約に定められた方法により業務完了届を大学に提出し、大学の履行確認を受ける」とありますが、これに該当する規定が事業契約に見当たりません。入札説明書と事業契約書との整合性の確認をお願いします。	施設整備については、基本契約書（案）第30条1項にあります「完成届」を意味し、維持管理業務については、基本契約書（案）第41条2項にあります「業務報告書」を意味します。
58	30	第6	7		「配置予定者の技術者を当該事業の現場に配置すること」とは、工事監理者と監理技術者と理解してよろしいですか。またその場合、常駐などの勤務形態にはどのような条件がありますか。	前段については、第3 1（3）に示してされておりです。後段の勤務形態については、建設業法を遵守して下さい。
59	30	第7	2		「落札者は、落札決定後7日以内に、大学を相手方として、基本協定を締結しなければならない」とありますが、基本協定に関する詳細な協議を行う為「速やか」に等と表現を修正して頂きたいなど考慮いただけませんか。	「7日」を「14日」に変更します。
60	30	第7	2		「落札者は、落札決定後7日以内に、大学を相手方として、別添基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結しなければならない。」となっておりますが、コンソーシアム各企業の社内決定及び捺印等だけでも7日を超える可能性があります。基本協定締結までの期間を延長していただけませんかでしょうか。	「7日」を「14日」に変更します。
61	30	第7	2		基本協定の締結について、落札決定後7日以内にと記載されていますが、通常の入札であれば1社ですが、本件は複数の構成員で調印を行うため、この期間を10日程度に延長をご検討ください。	「7日」を「14日」に変更します。
62	31	第7	3	(3)	選定事業者が事業契約を締結しない場合について、「選定事業者が事業契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」とありますが、請求する、しないの判断の基本的な考え方をご明示ください。	落札者に正当な理由があると熊本大学が認めた場合は、熊本大学は請求しません。
63	31	第7	4	(2)	契約時期について、平成15年10月とありますが、これはあくまで目安であって締結期限ではないとの理解でよろしいでしょうか。ご提示ください。	目安としてお考えいただいで結構ですが、施設の供用開始時期を厳守とします。
64	31	第7	4	(3)	入札説明書に「支払い方法等を定める」とありますが、これは基本契約書（案）P37に記載するもの以外の支払方法がありうるということでしょうか。	サービス購入料の支払い方法は、基本契約書（案）別紙7（2）以外にはございません。
65	32	第7	5	(2)	「100分の5に相当する額」とは消費税のことと思われまます。施設整備費等にかかる消費税率は施設の引き渡しの時点で確定される（維持管理開始後、消費税率の増減があっても施設整備費にかかる消費税額には影響しない）という認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

<入札説明書>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
66	32	第7	6		本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無について、「無」とされておりますが、本件事業以外の業務となる大規模修繕等は、本事業の選定事業者が維持管理業務と一体的に行う方が効率的に行われるものと思量されます。そのような事情を考慮し、随意契約とされる可能性はありますでしょうか。	現時点では、お答えしかねます。
67	32	第8	1	(5)	入札提出書類（第一次審査時）の中で、必要とされる資格を証する書類の写しとありますが、この中で、参加資格要件で記述の『設計実績、工事監理実績、建設実績』の各実績を証明する設計図書、契約書等（写し）を添付必要ありますか。ご教示下さい。	必要ありません。
68	33～34	第8	3	(6) 2) 3)	2) の設計説明書と3) の設計趣旨との作業内容の相違をご指示下さい。	2) 設計説明書は、様式3-2～3-7に指定した設問について提案してください。3) 設計趣旨はコンセプトをご記入下さい。なお、内容については一部重複があっても構いません。
69	34	第9	2		特定事業の選定の取消しについて、入札参加者全員が予定価格を越える場合は、特定事業の選定を取り消すとなっておりますが、この場合予定価格は公表されると考えて宜しいでしょうか。	予定価格は公表しません。
70	全般				提案におけるVFM検討において、公平な前提条件と思われる事項の開示は別途あるのでしょうか。例：大学における自己資金の使用の有無。	特定事業の選定（H15.1.24公表）でお示したした前提条件以上は、開示する予定はありません。